

事業主・事務組合の皆様へ

石綿(アスベスト)健康被害救済のための 「一般拠出金」の申告・納付について

「一般拠出金」とは
「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、
石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に
充てるため、2007年(平成19年)4月1日※から
事業主の皆様にご負担いただくものです

※平成19年度の労働保険の年度更新等から



事業主の皆さん、

**石綿(アスベスト)健康被害救済のための
「一般拠出金」の申告・納付が始まります。**

- 労災保険適用事業場の全事業主が対象です。
- 一般拠出金は、労働保険の年度更新に併せて申告・納付してください。
- 納付手続きは平成19年4月1日からです。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・(社)全国労働保険事務組合連合会／環境省